

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成31年 3月28日(木) 15時15分から書類審査  
15時30分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 農用地利用集積計画の承認について        |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第3条第1項の規定に基づく権利取得の届出について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地改良届について
7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 17名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 5名

- 4番 岸野 重幸
- 9番 増井 孝重
- 12番 板東 美佐緒
- 13番 高畠 元治
- 16番 浦川 昌夫

平成31年 3月28日 15時15分から書類審査  
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成31年3月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。  
　　本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が  
成立しております。  
　　欠席の届出がありました委員は、11番、佐々木 永薫委員、19番 市岡 沙織  
委員です。  
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異  
議はございませんか。
- 全委員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、4番・野口 俊廣委員、  
14番・植田 美恵子委員にお願いします。  
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よ  
ろしくお願いいたします。  
　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。  
　　それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご  
説明します。  
　　議案書1ページをお開きください。  
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。  
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思  
われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支  
障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。  
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき  
事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。  
　　1番は、同世帯の農業後継者への部分贈与により、農地1筆の持分が移転されるも  
ののです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず30aで、譲受人は対象地において、  
甘藷の栽培を行うとのことです。  
　　2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により農地1筆の所有権が移転される  
ものです。譲受人の耕作面積は許可後、47aに至り、譲受人は対象地において、大  
根の栽培を行うとのことです。  
　　3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により農地2筆の所有権が移転される  
ものです。譲受人の耕作面積は許可後、197aに至り、譲受人は対象地において、  
水稲と里芋の栽培を行うとのことです。  
　　4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小により農地1筆の所有権が  
移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、52aに至り、譲受人は対象地  
において、季節野菜の栽培を行うとのことです。  
　　5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により農地3筆の所有権が移転される  
ものです。譲受人の耕作面積は許可後、72aに至り、譲受人は対象地において、季  
節野菜の栽培を行うとのことです。  
　　第1号議案は以上5件で、対象地は、田568㎡、畑1,750.49㎡、  
計2,318.49㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番から4番は、申請人はそれぞれ違いますが、事業内容が同じであるため、合わせて説明します。この4件は隣接した所在であり、申請人が農地改良を目的として一時転用するものです。県の事務処理要領では「農地改良において、工事期間、工事内容等を客観的に判断して転用行為に該当すると認められる場合は、転用許可申請を行うよう求めるものとする。」との記述があり、徳島市農業委員会事務局で独自に取決めした基準に照らし合わせたところ、今回の申請内容は転用許可申請に該当すると判断されました。立地基準については、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地です。一般基準について、申請人は、低地で湿地である申請地での営農を続けるため、建設発生土を有効利用する農地改良を計画しており、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、1番から3番については、甲種農地であり、かつ転用面積が500㎡を越えているため、今月12日に地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側4名により地区審査を実施しました。

5番は、申請人が、露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人はキウイ栽培をしていましたが、近年になり、地元からの要望も多くなってきたため、駐車場として利用することを計画しており、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

第2号議案は以上5件で、

田が2,973㎡です。

転用目的の内訳は、駐車場・資材置場495㎡、その他施設用地2,478㎡です。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番から3番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月12日の午後1時30分より、1番から3番の案件で地区審査を実施しました

ので、報告します。参加者は野口委員さんと、私の委員2名、転用者側4名、事務局2名の8名です。場所は、方上小学校から南東に約500mに位置する農地で、このあたりは、甲種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者が営農の改善向上及び農地の保全を目的とし、農地改良を計画したものです。工事期間は3年であり、6か月を超えるため、一時転用の許可申請の扱いとなります。

土地の造成については、一時的に表土を剥ぎ、建設発生土を搬入後に、再度耕作用の盛土を敷きつめるとのことです。また、コンクリートの擁壁を構築し、土砂の流出を防ぐ配慮もされています。排水についてですが、雨水は敷地内浸透を基本とし、南側及び西側の水路へ放流するとのことです。排水の同意については、地元の勝浦川土地改良区より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、勝占地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、1番から3番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問すること、4番と5番案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないということですので、第2号議案については1番から3番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問すること、4番と5番案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、農業用取水施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人の所有する既存施設が、県道の拡幅工事により、立退きになるため、西側の隣接地に移転するもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル224枚、出力49,50kW規模のもので、事業費総額1,000万円、全額を自己資金とする残高証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、農家住宅へ転用するものです。立地

基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在実家に住んでいますが手狭になったため住宅の建築を計画し、農作業も行えるためこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに造成済でこのたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番と5番は、事業内容等が同一のため合わせて説明させていただきます。この2件は譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、一般廃棄物再生利用業等を営んでいますが、既存の作業場及び仮置場では手狭なので増設するもので、この地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル235枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額800万円、全額を自己資金とする残高証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

7番は、譲受人が所有権の移転を受けて、クリーニング工場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、クリーニング業等の業務を営んでおり、既存の工場が近隣あり、事業の効率化も図れることから、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月12日に応神地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

8番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在、夫の実家に住んでいますが手狭で、農作業も手伝えるこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月13日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

9番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、造園工事業等の業務を行っておりますが、現在使用している資材置場が満杯で手狭となったため、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月13日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

10番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、建築工事業等の業務を行っておりますが、事業拡大に伴い資材置場が必要となったため、適地をさがしていたところ話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、10件で、田3,936.13㎡、畑1,638.16㎡で、

計5, 574. 29㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地435. 16㎡、駐車場・資材置場用地2, 035㎡、その他施設用地3, 104. 13㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、7番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員

今月12日午前10時より、7番案件の地区審査を実施いたしましたので、ご報告させていただきます。参加者は高畠委員と私、事務局2名、転用者側1名の5名です。申請地は、ハイテクランドの応神産業団地内のハイテクランド中央公園の北側に接する農地であります。第2種農地に区分されています。

申請人は北沖洲2丁目に本社を置く有限会社ランドクリーニング店で、業務内容は会社・ホテル・病院・介護施設等から排出される洗濯物を引き受け、クリーニングを行い、依頼人に提供するというクリーニング業を営んでおります。平成28年に既に産業団地内に応神工場を開設し、同工場は洗いの設備しかありません。ドライクリーニング及びプレスに必要なものは、再度本社まで送る作業を行っていましたが、従業員の負担軽減とコスト削減を行うため、同工場より幹線道路を西へ100mほどに位置する新工場を建設し、業務の効率化を計る目的で、この度の申請に至りました。なお、本件に係る施設は産業団地内にある為、周囲は全て、道路・事業所・公園に接し農地に何らかの影響を及ぼす心配は無いと思われれます。排水については、クリーニング業ということで、役所に提出する事業計画書等関係法令を順守し、周辺生活環境への影響に十分配慮することとすることで、確認済であります。産業団地内の施設に排水することとすることで、地元水利組合との協議も整っております。

結論として、今回の転用許可申請について被害防除措置に問題は無く、農地法上で許可となる条件を満たしているため、応神地区の委員は一致して許可やむを得ないとの心証を持ちました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、9番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員

今月13日の午後1時30分から、9番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は浦川推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。場所は、国分寺から北東に約750mに位置する農地で、このあたりは、第2種農地に区分されるということです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外になったということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天資材置場に転用しようとするものです。譲受人は造園工事業等を営んでおり、現在の資材置場が満杯で困っており、事業所からも近く便利のためこの地を利用できないか、問い合わせたところ所有者との話がまとまり、今回の申請になったとのこと。土地の造成についてですが、道路の高さまで山土で盛土転圧し、東側と南側にコンクリート擁壁を新設し、雨水は地下浸透で対処し、処理しきれない分は、北側の水路へ流れるように計画しているとのこと、以西土地改良区とも話して調整済であるとのこと。

今回の申請について、被害防除措置についても充分対策され、問題はないと思われれますので、国府地区の委員は一致して転用もやむを得ないとの心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。  
地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。  
それでは、次の議案の審議に移ります。  
第4号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。  
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。  
農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本 昇委員、細川 勝義委員に、ご退席をお願いいたします。  
なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。  
それでは事務局、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。  
議案書5ページをお開きください。  
全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。  
今月は新規設定が13件、再設定が48件で合計61件となっており、そのうち、賃貸借権が48件、使用貸借権が13件となっております。  
設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～7番の3筆目までが多家良地区・11筆・7件、7番の4筆目～12番が勝占地区・15筆・5件、13・14番が八万地区・11筆・2件、15番～19番が上八万地区・13筆・5件、20番が入田地区1筆・1件、21番～25番が不動地区・16筆・5件、26番～30番が応神地区・15筆5件、31番～44番が川内地区・23筆・14件、45番～49番が国府地区11筆・5件、50番・51番が南井上地区・5筆・2件、52番～61番が北井上地区・21筆・10件、となっております。  
利用権設定については以上で、田83筆93,007.48㎡、畑59筆65,359.30㎡の合計142筆158,366.78㎡となります。  
第4号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。  
ご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第4号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。  
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。  
以上で付議案件の審議を終了します。



続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項について説明します。

議案書15ページをお開きください。

1番は、農地法第3条第1項第13号の規定に基づく届出についてです。1件受理しました。

16ページをご覧ください。

2番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。17ページに渡り3件受理しました。

18ページをご覧ください。

3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。19ページに渡り10件、受理しました。

20ページをご覧ください。

4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。22ページに渡り15件受理しました。

23ページをお開きください。

5番は農地法第18条第6項の処理についてです。4件受理しました。

25ページをお開き下さい。

6番は農地改良届についてです。1件受理しました。

26ページをご覧ください。

7番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成31年3月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(16時20分)

## 付議案件に対する議決状況

### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

申請件数	5件	2,318.49m <sup>2</sup>
許可	5件	2,318.49m <sup>2</sup>

### 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

申請件数	5件	2,973m <sup>2</sup>
許可	2件	874m <sup>2</sup>
許可相当	3件	2,099m <sup>2</sup>

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

申請件数	10件	5,574.29m <sup>2</sup>
許可	10件	5,574.29m <sup>2</sup>

### 第4号議案 農用地利用集積計画の承認について

#### 利用権設定

計 画 案	61件	158,366.78m <sup>2</sup>
新 規	13件	93,007.48m <sup>2</sup>
再 設 定	48件	65,359.30m <sup>2</sup>

## 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項第13号の規定に基づく届出について  
受理件数            1件                    2,354㎡
  
2. 農地法第3条第1項の規定に基づく権利取得の届出について  
受理件数            3件                    17,231㎡
  
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について  
受理件数            10件                   7,619㎡
  
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について  
受理件数            15件                   10,658㎡
  
5. 農地法第18条第6項の処理について  
処理件数            4件                    7,381㎡
  
6. 農地改良届について  
受理件数            1件                    557㎡
  
7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について  
処理件数            1件                    1,857㎡